

記者発表

記者発表資料
配付日

令和5年11月2日

■発表先：岡山県政記者クラブ

高梁川水系水利用協議会 第1回渇水調整会議を開催します

～今後の渇水調整について協議します～

少雨傾向に伴い、11月2日午前9時現在、高梁川水系の主要6ダム(河本ダム、高瀬川ダム、小阪部川ダム、新成羽川ダム、千屋ダム、三室川ダム)の合計貯水量が47,085千 m^3 (貯水率44.2%)まで低下しており、このまま降水量の少ない状況が継続すれば、渇水調整の目安である40%を下回る恐れがあります。そこで、高梁川水系水利用協議会(事務局:岡山河川事務所)は、「高梁川渇水調整に関する行動計画」及び「高梁川水系 渇水対応タイムライン」(別紙1)に基づき、今後の渇水調整について協議するため、「第1回渇水調整会議」を下記のとおり開催します。

【 令和5年度 高梁川水系水利用協議会 第1回渇水調整会議 】

日時：令和5年11月7日(火) 14時～15時30分

場所：国土交通省岡山河川事務所 2階会議室

(岡山市北区鹿田町2丁目4番36号)

協議会委員：別紙2のとおり

会議中の撮影は可能ですが、移動を伴う撮影は、冒頭挨拶までとさせていただきます。冒頭挨拶後につきましては、会議進行の都合上、会場後方より撮影をお願いします。

なお、会議終了後、協議会委員に対して個別に取材が可能です。

<問い合わせ先>

高梁川水系水利用協議会 事務局

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 086-223-5101 (代表)

副所長 柏原 良彦 (かしはら よしひこ)

占用調整管理官 岩川 宜嗣 (いわかわ よしつぐ)

管理課長 武本 吉弘 (たけもと よしひろ)

高梁川水系 渇水対応タイムライン

6ダム貯水量	6ダム貯水率	渇水(貯水量等)の状況及び期間	調整の目安	取水制限解除(緩和)の目安	河川管理者	ダム管理者	上水道事業者	工業用水(道)事業者	かんがい事業者	発電事業者
107,000千m ³ ~ 59,000千m ³	100% ~ 55%程度	渇水発生前	平常時 千屋ダム、河本ダム、高瀬川ダム、三室川ダム、小阪部川ダム及び新成羽川ダム(6ダム)の貯水量の合計が54,000千m ³ (50%)を下回る恐れがある場合 ▼59,000千m ³ (55%)程度 渇水調整準備会招集準備	協議会による協議 取水制限(全面)解除	【平時からの適正な河川管理】 ◇適正な利水補給及び河川環境の確認 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集 ◇ダム運用に係る事前調整	【平時からの適正なダム運用】 ◇適正なダム運用による利水補給 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視 ◇ダム運用に係る事前調整	【平時からの適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備 ◇日々の取水管理 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集	【平時からの適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備 ◇日々の取水管理 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集	【平時からの適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備 ◇日々の取水管理 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集	【平時からの適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設及び発電施設の点検並びに整備 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集 ◇河川管理者及びダム管理者との調整
59,000千m ³ ~ 43,000千m ³	55%程度 ~ 40%程度	準備期 約14日程度 貯水率が減少傾向にあり、水利利用を自主的に制限している状況	▼54,000千m ³ (50%)程度 渇水調整準備会開催 6ダムの貯水量の合計が43,000千m ³ (40%)を下回る恐れ等がある場合で、水利利用者からの申請があった場合又は緊急に水利利用の調整を行わなければ公共の利益に重大な支障を及ぼす恐れがある場合 ▼48,000千m ³ (45%)程度 渇水調整準備会招集準備 ▼48,000千m ³ (43%)程度 渇水調整準備会開催(第1回) ※取水制限実施について協議 過去の実績(上水5%・工業10%・農水20%)を参考に調整・協議が整い次第取水制限開始 渇水調整準備会の結集に基づき取水制限開始 ※6ダム統合運用開始	協議会による協議 取水制限(一時)解除	【渇水を想定しての適正な河川管理】 ◇適正な利水補給及び河川環境の確認(継続) 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の状況注視 【情報収集】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視強化	【渇水を想定しての適正なダム運用】 ◇適正なダム運用による利水補給(継続) 【状況監視】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視強化(継続)	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ◇取水管理強化 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続)	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ◇取水管理強化 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続)	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ◇取水管理強化 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続)	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設及び発電施設の点検並びに整備(継続) 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続)
43,000千m ³ ~ 25,000千m ³	40%程度 ~ 23%程度	渇水調整期 約15日程度 貯水率の減少が進行し、段階的に水利利用の制限を強化している状況	▼35,000千m ³ (33%)程度 渇水調整準備会招集準備 ▼32,000千m ³ (30%)程度 渇水調整準備会開催(第2回) ※取水制限実施について協議 過去の実績(上水10%・工業10%・農水30%)を参考に調整・協議が整い次第取水制限強化 ▼25,000千m ³ (23%)程度 渇水調整準備会招集準備	協議会による協議 取水制限緩和(段階的に制限緩和)	【渇水を想定しての適正な河川管理】 ◇渇水対策本部等立ち上げ(概ね43,000千m ³ を下回る時) ◇適正な利水補給及び河川環境の確認(継続) 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の状況注視(継続) 【情報収集】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視強化(継続)	【渇水を想定しての適正なダム運用】 ◇適正なダム運用による利水補給(継続) 【状況監視】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視強化(継続)	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ◇取水管理状況の情報共有(継続) 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続)	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ◇取水管理状況の情報共有(継続) 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続)	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ◇取水管理状況の情報共有(継続) 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続)	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設及び発電施設の点検並びに整備(継続) 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続)
25,000千m ³ ~ 14,000千m ³	23%程度 ~ 13%程度	異常渇水期 約9日程度 貯水率の減少が進行し、段階的に水利利用の制限を強化している状況	▼21,000千m ³ (20%)程度 渇水調整準備会開催(第3回) ※取水制限実施について協議 過去の実績(上水20%・工業30%・農水50%)を参考に調整・協議が整い次第取水制限強化 ▼14,000千m ³ (13%)程度 渇水調整準備会招集準備	協議会による協議 取水制限緩和(段階的に制限緩和)	【渇水を想定しての適正な河川管理】 ◇渇水対策本部等設置(継続) ◇適正な利水補給及び河川環境の確認(継続) 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の状況注視(継続) 【情報収集】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視強化(継続)	【渇水を想定しての適正なダム運用】 ◇適正なダム運用による利水補給(継続) 【状況監視】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視強化(継続)	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ◇取水管理状況の情報共有(継続) 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続)	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ◇取水管理状況の情報共有(継続) 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続)	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ◇取水管理状況の情報共有(継続) 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続)	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設及び発電施設の点検並びに整備(継続) 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続)
14,000千m ³ ~ 0千m ³	13%程度 ~ 0%	危機的渇水期 約12日程度 貯水率の減少が進行し、段階的に水利利用の制限を強化している状況	▼10,700千m ³ (10%)程度 渇水調整準備会開催(第4回) ※取水制限実施について協議 過去の実績(上水30%・工業50%・農水70%)を参考に調整・協議が整い次第取水制限強化 ▼10,700千m ³ (10%)未満 渇水調整準備会開催(第5回) ※取水制限実施について協議 過去の実績(上水40%・工業70%・農水90%)を参考に調整・協議が整い次第取水制限強化	協議会による協議 取水制限緩和(段階的に制限緩和)	【渇水を想定しての適正な河川管理】 ◇渇水対策本部等設置(継続) ◇適正な利水補給及び河川環境の確認(継続) ◇自流のみとなった場合の枯渇対策検討 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の状況注視(継続) 【情報収集】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視強化(継続)	【渇水を想定しての適正なダム運用】 ◇適正なダム運用による利水補給(継続) 【状況監視】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視強化(継続)	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ◇取水管理状況の情報共有(継続) 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続)	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ◇取水管理状況の情報共有(継続) 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続)	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ◇取水管理状況の情報共有(継続) 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続)	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設及び発電施設の点検並びに整備(継続) 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続)

※このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため1千屋ダム・河本ダム・高瀬川ダム・三室川ダム・小阪部川ダム・新成羽川ダムの貯水量に応じて想定される対策、行動を示したものです。
 ※基本的にこのタイムラインに基づき各機関が行動することとなりますが、各機関のその時の状況及び立場により適宜行動を変えらることも差し支えないこととします。
 ※平成20年7月に策定した「高梁川渇水調整に関する行動計画」に従って、タイムラインを作成したものであり、当該行動計画の趣旨と相違するものではありません。
 ※ダム貯水率の減少スピードにより、渇水調整準備会の開催時期は前後する可能性があります。(その場合、必要に応じて各利水者からのご意見を聴取する場合があります。)
 ※渇水対応後に関係機関が共同して、PDCAサイクルを通じて課題の抽出と改善の方向性を共有し、渇水対応タイムラインを改善するPDCAサイクルを絶えず継続するものとします。

高梁川水系水利用協議会 関係機関

	機 関 名
1	国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所
2	国土交通省中国地方整備局 高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所
3	岡山県 保健医療部
4	岡山県 農林水産部
5	岡山県 土木部
6	岡山県 企業局
7	新見市 建設部
8	高梁市 土木部
9	倉敷市 水道局
10	岡山県南部水道企業団
11	備南水道企業団
12	岡山県西南水道企業団
13	岡山県広域水道企業団
14	倉敷市 文化産業局 農林水産部
15	湛井十二箇郷組合
16	湛井十二箇郷組合議会
17	上原井領土地改良区
18	高梁川東西用水組合
19	総社市 産業部
20	上成乙島用水組合
21	笠岡湾干拓土地改良区
22	浅口市寄島総合支所
23	アサヒ飲料(株) 岡山工場
24	(株)クラレ倉敷事業所
25	中国電力(株)電源事業本部東部水力センター
26	高梁川用水土地改良区

計26機関